

○熊本県警察の鑑識技能検定に関する訓令

平成26年5月27日

訓令第5号

【概要】

本訓令は、熊本県警察職員の犯罪鑑識についての技能の検定に関する基準を定め、犯罪鑑識の知識及び技能の向上並びに普及徹底を図り、犯罪捜査能力の向上に資することを目的とするものである。

本訓令の主な内容は、

- 鑑識技能検定の受検資格
 - 鑑識技能検定の合格基準
 - 鑑識技能検定の実施者等
- 等である。